

宇和島市学習交流センターリスク分担一覧表

区分	リスクの種類	リスク内容	市	指定管理者
準備段階	申請手続	募集要項、仕様書等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		○
		申請費用の負担に関するもの		○
	準備手続	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○
事情変更	法令・税制関連	施設の管理運営に影響を及ぼす法令、税制の変更	協議事項	
	政治リスク	市長等の交代、政策方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大	協議事項	
		市議会により指定管理指定議案が否決された場合		○
		管理運営期間中の市議会による予算執行停止等	協議事項	
	資金調達	運営上必要な初期投資及び資金の確保		○
	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの	協議事項	
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの		○
	不可抗力（※1）	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの	協議事項	
		テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）	○	
業務執行	業務内容の変更	市の指示による業務内容変更に伴う経費の増加に関するもの	○	
		指定管理者の帰責事由による経費の増加に関するもの		○
	災害応急活動	市の要請に基づき指定管理者が協力業務に要した費用に関するもの	○	
	一部委託	指定管理者が市の承認を得て業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○
	債務不履行	市の協定内容の不履行に伴うもの	○	
		指定管理者の協定内容の不履行に伴うもの		○
	第三者賠償（※2）	市に帰責事由があるもの	○	
		指定管理者に帰責事由があるもの		○
		市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの	協議事項	
財産管理	施設瑕疵	施設又は設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
	施設・設備の損傷	経年劣化又は第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件100万円以上の修繕）	○	
		経年劣化又は第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件100万円未満の修繕）		○
		指定管理者における管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
	備品の損傷	指定管理者の故意又は過失に帰すべき事由によるもの		○
		上記以外の場合	協議事項	
事業終了	指定の取り消し	指定管理者の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（指定管理者の損害・損失及び指定管理者の市又は第三者への賠償も含む）		○
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の原状復帰及び業務引継ぎに関するもの		○

備考 本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外に不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を定める。

※1）大規模な自然災害等により、市の指示で業務内容を制限した場合、施設を避難所として運営した場合等においては、その間の逸失利益及び指定管理料の負担について、指定管理者は、市に対し、協議を求めることができる。また、施設の通常利用ができないことによって不要となる費用が発生した場合は当該費用の減額等の精算を行う。
なお、補償すべき額は、制限された規模に見合った利用料金収入額、管理運営にかかった経費等に限ることとし、当該補償額及び減額等の精算を行う具体的な金額は、合理性の認められる範囲で市と指定管理者の協議により定める。

※2）この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏洩、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのことをいう。